

<修繕>

ウェルシティ市民プラザ照明制御設備更新修繕仕様書

1	修繕名称	ウェルシティ市民プラザ照明制御設備更新修繕
2	施行場所	横須賀市西逸見町1-38-11 ウェルシティ市民プラザ
3	修繕物件	別紙特記仕様書のとおり
4	修繕内容	別紙特記仕様書のとおり
5	履行期間	契約の日から平成31年3月22日まで
6	特記事項	別紙特記仕様書のとおり
7	契約方法	総価による物件修繕請負契約
8	支払方法	1 部分払い:しない 2 修繕完了後、一括払い
9	施行監理	現場及び技術的事項を監理する責任者をおくこと。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	健康部健康総務課 堀田 電話046-824-7561

<指示又は希望事項>

グリーン購入	仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で請負代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)
--------	---

ウェルシティ市民プラザ照明制御設備更新修繕

特記仕様書

1. 目的

ウェルシティ市民プラザ1階中央監視室にある照明制御設備について、老朽化が進んでいるため更新するものである。

2. 機器規格

照明制御盤 FreeFit

- ・FreeFitコントローラブロック 照明1280回路用
- ・アナンシェータ 320窓
- ・FreeFit電源ブロック
- ・FreeFitUPSブロック
- ・FreeFitパソコンブロック
- ・ブランクパネル

※ FreeFitはあくまでも参考機器（メーカーはパナソニック株式会社）

3. 既存機器

照明制御盤 TOTALINK L10 1280回路用（メーカーは松下電工株式会社）

品番NQX8925

- ・アナンシェータ 480窓
- ・メインユニット
- ・モニター部 10.4インチ タッチパネル
- ・プリンター部
- ・分電ユニット
- ・ブランクパネル

4. 機器の設置

設置場所は、既設の機器設置場所とする。（別紙位置図参照）

5. 作業手順

（1）調査・確認

既設照明制御設備の現在状態を調査・確認後、作業計画書を作成し、手順等の確認を行う。

その際、リレー制御端末器（176台、品番NQX88304）、メーター計量端末器（10台、品番BNA55805）、ワイヤレスアドレス設定器（1台、品番WRT9500）、リモコンスイッチ類（1式、リモコンブレーカー制御端末器（4回路用）品番NQX43450、パターン

スイッチ 1 個用 品番 NQX65551、パターンスイッチ 2 個用 品番 NQX65552、パターン
スイッチ 3 個用 品番 NQX65553、パターンスイッチ 4 個用 品番 NQX65554) は、既設
を流用すること。(メーカーはすべて松下電工株式会社)

また、作業計画書、施設側に影響のある場合(騒音・振動・停電等)は、市監督員と協議
を行う。

(2) 養生・準備

作業場所において、交換作業を行う際、周辺機器等に支障が無いよう養生を行うこと。

加工作業の場所は、市監督員と調整すること。また、電気の利用については、電源利
用箇所及び容量の確認を行うこと。

(3) 各種取り外し

既設照明制御設備一式の取り外し、撤去を行う。

取り外した各部品及び廃材は、分別の上、適正な処理及び処分を行うこと。

(4) 各種取り付け

新規照明制御設備一式の取り付けを行う。

取り外した各機器と取り付けする部品を比較し、取り付けに問題の無い事を確認の上、
新規機器の取り付けを行うこと。新規機器への既設配線接続を行うこと。

(5) 試験・調整

新規照明制御設備一式取り付け後、正常に使用、動作する事を確認すること。

(6) 完了

養生を撤去し清掃後、市監督員の確認を受けること。

各機器の操作マニュアルを作成し、市監督員への操作説明を行うこと。

6. 作業日時

作業開始 14 日前までに決定し、市監督員の承諾を得ること。

7. 検査

施工場所において請負者立ち会いのもと、当該契約の完了を確認するための検査を実
施する。

8. 作業計画と作業記録の報告

(1) 作業前に機器仕様書及び作業計画書を提出し、市監督員の承諾を得ること。

(2) 作業前の状況確認を行い、写真記録を撮ること。

(3) 作業中及び完了の写真記録を撮ること。

(4) 作業終了後、作業前確認記録及び作業後確認記録について、写真を添えて提出す
ること。また、完成図、サービス体制表、故障連絡先、保証書、完了届等も併せて提出
すること。

9. その他

(1) 請負者は修繕作業にあたって、事故の予防に努めること。

- (2) 請負者が修繕作業中に事故が発生したとき、建物及び付帯設備等を棄損したときは、直ちに発注者に連絡し、その指示に従い対応すること。
- (3) 修繕に係る仮設等の費用は、請負金額の中に含まれるものとする。
- (4) この仕様書に記載のない事項等については、両者協議の上決定するものとする。



照明制御設備

1階平面図